

郵政改革にかかる当会の見解について

平成22年 3月 4日
生命保険協会
会長 佐藤 義雄

現在、政府において、郵政改革にかかる検討が進められており、郵政改革関係政策会議においては、かんぽ生命の加入限度額の引上げ、第三分野商品の解禁などの業務拡大が検討されておりますが、あらためて、郵政改革に係る当会の考え方について、以下の通り表明いたします。

当会は、従来より、かんぽ生命の業務拡大について、健全な生命保険市場の確保の観点から、「公正な競争条件の確保」および「適切な態勢整備」が必要であるとの意見を表明しておりましたが、郵政改革関係政策会議では、日本郵政グループに対するユニバーサルサービスの義務化と政府の関与（出資、便宜供与等）を前提とした、かんぽ生命の業務拡大が検討されております。

当会としては、出資等の政府の関与が継続したままでは、かんぽ生命と他の民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現できないと考えており、また、その状態でのかんぽ生命の加入限度額引上げや業務拡大は容認できません。当会は、かんぽ生命の業務拡大の前提として、政府出資などの国の関与の完全解消、保険業法の適用（監督・規制の同一化）、民間と同じ租税負担や財務会計基準の適用などの「公正な競争条件の確保」および引受・支払やコンプライアンス等の「適切な態勢整備」が必要であると認識しております。

特に、郵政改革関係政策会議における論点のうち、以下の点について、我が国の生命保険市場の実態を踏まえた適切な検証が行われることを期待いたします。

（１） 縮小する死亡保障マーケットと加入限度額引上げについて

近年、国民一人あたりの生命保険金額は減少傾向にあり、現在では1件あたりの生命保険金額がおよそ800万円となっている中で、かんぽ生命の加入限度額を引き上げる必要性は低い。

また、競争条件が不均衡な状態で、かんぽ生命の加入限度額引上げや業務拡大が実現すると、多くのマーケットで、政府の関与のあるかんぽ生命と民間生命保険会社がより競争することとなり、保険会社の営業職員や保険代理店の募集人の生活に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(2) かんぽ生命の規模と信用力について

2月8日に公表された郵政改革素案では「『暗黙の政府保証論』『民業圧迫論』は現実的な批判とは言えない」とされているが、生命保険文化センターの調査によれば、今後かんぽ生命に加入しようとする方のうち、約3割の方が「政府が間接的に株式保有していて安心できるから」と、また、約4割の方が「国営事業として運営してきた伝統があるから」と回答している現実があり、かんぽ生命への政府出資による信用補完は疑いなく存在していると考えられる。

また、「かんぽ生命は資産や契約高が減っているから、業務拡大しないと経営が厳しい」との意見もあるが、実際には、かんぽ生命の基礎利益やソルベンシーマージン比率などの指標は民間生命保険会社のものと比較して遜色ない水準にあるほか、総資産は、依然として世界第一位の規模を誇っている。

(3) 生命保険のユニバーサルサービスについて

郵政改革関係政策会議においては、日本郵政グループに保険のユニバーサルサービスを義務付けることが検討されているが、現在、我が国においては、10万を超える生命保険会社の拠点・代理店と、100万名を超える募集人が、全国を網羅しており、また、生命保険文化センターの調査でも、最近かんぽ生命に加入した方がかんぽ生命を選好した理由として「近くに生保等がなく、保険に加入することができないから。」と回答した人はゼロという結果になっていることから、生命保険において「金融過疎」問題は発生しておらず、保険のユニバーサルサービスを義務付ける必要性は乏しい。

当会と致しましては、今後の政府の検討において、上述の我が国の生命保険市場の実態を踏まえた、十分な検討がなされるとともに、郵政改革が我が国の国民（お客さま）の利益拡大、生命保険業界の発展に資するものとなることを期待しております。

本件に関するお問い合わせ先

生命保険協会 企画部 駒田・吉岡 TEL 03-3286-2651

広報部 田辺・鍛冶 TEL 03-3286-2714

◎ このニュースは、ホームページでもご覧になれます。 <http://www.seiho.or.jp/>

郵政改革について

平成22年3月9日
生命保険協会

国民一人あたりの生命保険金額について

■1件あたりの生命保険金額 (平成21年9月末)

814万円

※生命保険協会「生命保険事業概況」より

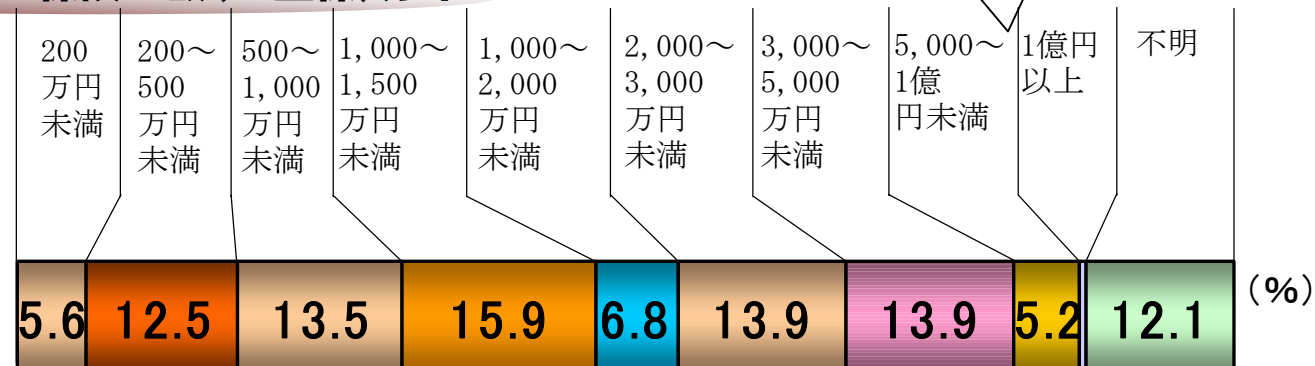
一家の大黒柱のケースでも

■世帯主一人あたりの生命保険金額

1768万円

※生命保険文化センター「平成21年度生命保険に関する全国実態調査」より

■世帯主の普通死亡保険金額(全生保)分布



平均1,768万円

※全生保は、民保、簡保、JA、生協・全労済の合計

生命保険文化センター「平成21年度生命保険に関する全国実態調査」より

毎年減少傾向にあります

平成21年3月末

844万円

平成20年3月末

895万円

平成19年3月末

935万円

5,000万円以上の契約は
全体の6%

かんぽ生命の規模と信用について

世界の生命保険会社の 総資産(2008年度世界概況)

	会社名	総資産
1	かんぽ生命(日)	106兆円
2	アクサ(仏)	93兆円
3	ジェネラル(伊)	53兆円
4	アビバ(英)	50兆円
5	メットライフ(米)	50兆円
6	日本生命(日)	46兆円
7	プルデンシャル(米)	44兆円
8	CNP(仏)	37兆円
9	TIAA(米)	34兆円
10	第一生命(日)	30兆円

※フォーチュン誌「Fortune 2009 Global 500」より

かんぽ生命の
基礎利益(2008年度) 4,324億円

かんぽ生命の
リベンジ-マ-ジン比率 1,429%

国内生保9社平均:832%

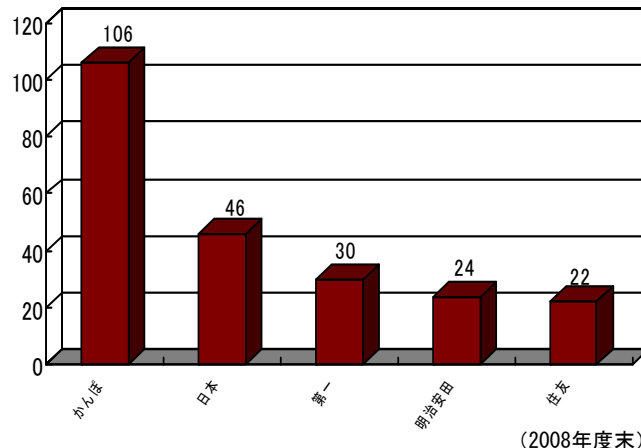
今後かんぽ生命に加入しようとする方のうち

28.9% …「政府が間接的に株式保有していてあんしんで
きるから」と回答している方。

39.1% …「国営事業として運営してきた伝統があるから」
と回答している方。

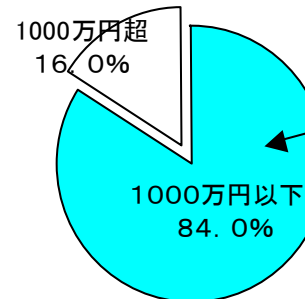
※生命保険文化センター「平成21年度生命保険に関する全国実態調査」より

国内生保とかんぽ生命の総資産の比較(兆円)



民間生保と競合するかんぽ契約 (平成20年度)

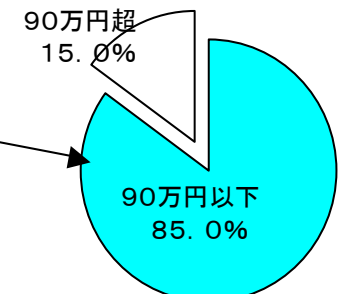
保険の新契約件数



簡保と競合する民間生保の新契約
保険金額 1000万円以下
年金額(年額) 90万円以下

簡保の限度額以下の保険・年金も
民間生保ですでに十分に提供して
いる。

年金の新契約件数



注: 年金は変額年金等を除く 2

保険契約の引受態勢について

■民間生保A社の場合 (2008年度実績)

告知書契約 年間 **72** 万件

告知書以外
の契約 年間 **40** 万件

年間40万件の契約引受を行うために

社医 **68** 名

嘱託医 **3,630** 名

面接士 **571** 名

健康証明書契約団体
19,741 団体

■かんぽ生命の場合 (2008年度実績)

告知書契約 年間 **210** 万件

※「2009かんぽ生命の現状」より

限度額引上げには保険引受管理態
勢を含め、適切な態勢整備が必要

年齢・商品にもよりますが、概ね保険金額
1,000万円超の契約には医師の診査が必要と
なります

民間生保は長い年月を
かけて、保険引受の管理
態勢を整備してきました。

生命保険のユニバーサルサービスについて

民間生保の拠点、代理店、募集人は既に全国を網羅しており、国民に生命保険のサービスを提供しています。

■全国の民間生保の拠点・募集代理店

約 **120,000** 拠点

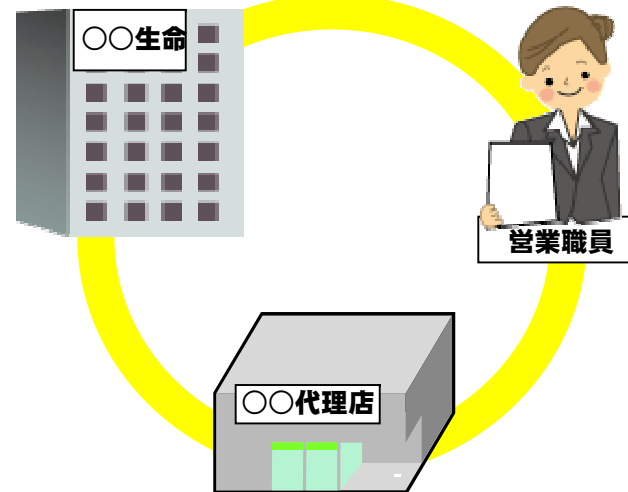
■全国の民間生保の営業職員数

約 **250,000** 名

■全国の募集代理店の募集人数

約 **830,000** 名

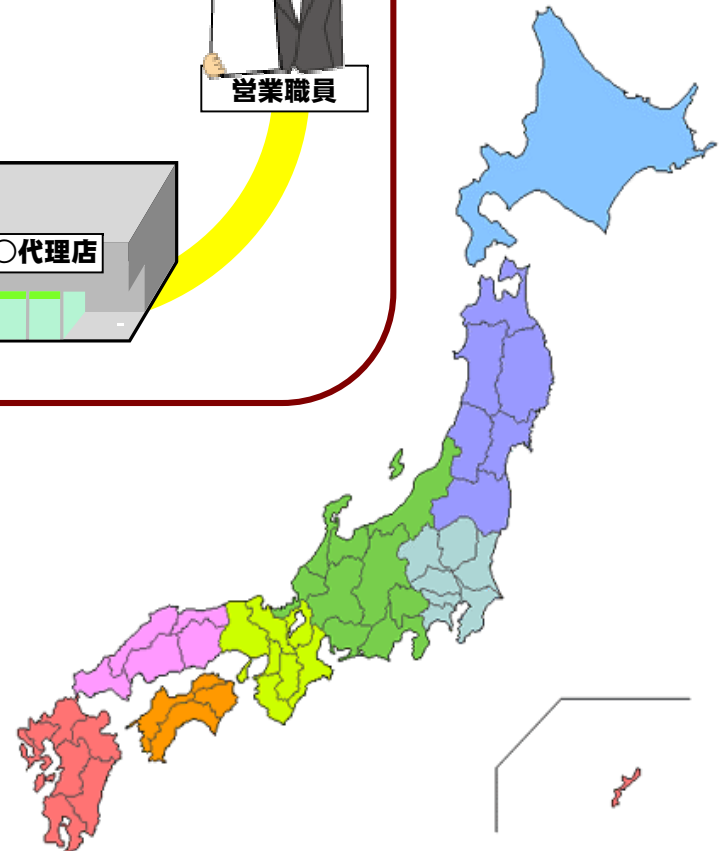
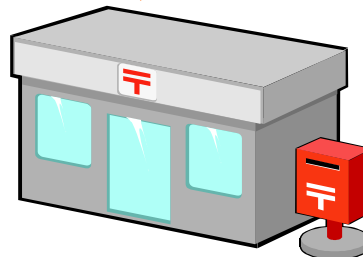
※日本郵政グループの代理店・募集人を除く。「平成21年度インシュアランス生命保険統計号」より



■全国の郵便局

約 **24,000** 局

山間部、離島など民間生保の拠点・代理店がないところでは、例えば、**郵便局**を通じ民間生保商品を提供することもできます。



生命保険マーケットにおける代理店と営業職員

平成9年度

新契約高:125兆円



営業職員

35万人



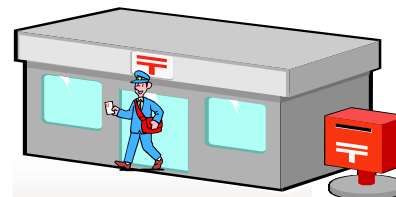
個人代理店

17万店



法人代理店

3万店



**限度額拡大
業務範囲拡大**

縮小するマーケット

平成20年度

新契約高:62兆円



営業職員

25万人



個人代理店

7万店



法人代理店

4万店

たくさんの営業職員・代理店が働いています。

(万円)

3,000

2,500

2,000

1,500

世帯主一人あたりの生命保険金額

2,732万円

964万円減少

1,768万円

平成6年

平成9年

平成12年

平成15年

平成18年

平成21年

【出典】生命保険協会「生命保険事業概況」「生命保険の動向」、生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」